

## □■園概要□■

<正式名称> はぐはぐキッズ二葉

<住 所> 〒142-0043 東京都品川区二葉 4-3-8

都営浅草線 中延駅 徒歩4分

東急大井町線 中延駅 徒歩5分

<TEL&FAX> TEL : 03-3782-8989 FAX : 03-3782-8991

<施設の目的> はぐはぐキッズ株式会社が設置するはぐはぐキッズ二葉（以下「当園」という。）は、認可保育園として児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供し、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- <職 員>
- ・施設長（1名）  
保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに一体的な管理運営を行う。
  - ・主任保育士（1名）  
施設長を補佐するとともに、計画の立案や園児の保護者からの育児相談、地域子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。
  - ・副主任保育士（2名）  
主任を補佐するとともに、保育内容について職員の指導をする。
  - ・保育士（10名以上）非常勤保育士（1名以上）  
保育課程に基づき、園児に養護及び保育を一体的に実施する。
  - ・看護師（1名）  
園児の心身の健康管理を日々行うとともに、職員及び保護者への相談・指導を行う。
  - ・嘱託医（1名）  
嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。
  - ・嘱託歯科医（1名）  
嘱託歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

<開始年月日> 令和2年4月1日

<定 員>

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	6人	10人	11人	11人	11人	11人	60人

<設 置 者> はぐはぐキッズ株式会社 代表取締役 山崎 恵子

<設置者の所在地> 〒108-8210 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC棟 12階

<開園日・時間> 月曜日から土曜日（休園日を除く）

基本開園時間 午前7時30分から午後6時30分

延長保育 午後6時30分から午後7時30分

<休 園 日> 日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日

12月29日～31日、1月1日～3日

□■入園までの流れ□■

Step 1	入園申込み・お問い合わせ
	品川区保育課 窓口
Step 2	利用調整の連絡
	品川区より通知があります。
Step 3	入園に係る書類の受取り・書類提出
	入園に係る書類一式をお渡し致しますので、園に取りにいらしてください。 また、必要書類を記入の上、園にご提出ください。
Step 4	健康診断の受診
	お子様の入園前健診を、園の嘱託医の下で受診をし、健診票を入園手続きの際にお持ちください。
Step 5	入園手続き
	お子様と一緒にご来園ください。重要事項の説明・入園手続きを行います。
Step 6	利用開始
	慣らし保育につきましては、保護者様と相談の上、お子様の様子を見て実施いたします。

<入園前健診について>

入園前に必ず健診を受けて頂く事になっております。「和光医院」（提携病院）に予約をして健診を受け、入園手続きの際に入園前健診票をご持参ください。やむを得ず入園手続きまでに間に合わない場合は、入園前健診票を園まで郵送いただくか、園に直接お持ちください。\*嘱託医は、曜日によって診察時間が異なりますので、ご確認の上受診してください。

<書類提出先・お問い合わせ先>

〒142-0043 東京都品川区二葉 4-3-8 TEL:03-3782-8989

はぐはぐキッズ二葉 宛 ※封筒に「健康診断票在中」とご記入下さい。（3月中必着）

## □■本園で行っている保育事業□■

### <一般保育>

保育が必要な時間(基本的に勤務や介護などの時間プラス移動等の時間です。買い物や保護者の食事時間、在宅勤務の際の移動時間は含まれません。)を、区が認定する保育必要量の範囲内で下記の時間お預かり致します。

#### \*基本保育時間\*

- 保育標準時間認定 午前7時30分から午後6時30分まで (11時間)
- 保育短時間認定 午前9時00分から午後5時00分まで (8時間)

### <延長保育>

一般の保育の時間内では、登降園ができない方を対象に、延長保育を行っています。  
この場合には別途延長保育料がかかります。

## □■経営方針□■

安心・安全・愛情の3つのAを大切にしたい運営を目指します。

## □■保育理念□■

1. 一人ひとりの個性を大切にします。
2. 一人ひとりの発達段階に応じた働きかけをします。
3. 一人ひとりのコミュニケーション能力を伸ばします。

### <Hug creative curriculum について>


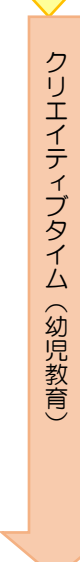

はぐはぐキッズでは、グローバルに活躍する子どもの育成の一助として、多様なプログラムをご用意しています。

- 英語プログラム 日常の保育生活の中へ外国人講師が担任補助として、月3回1日4時間参加します。制作、体操、昼食や戸外あそびなどのカリキュラムを通じ、積極的に講師から子どもたちへ接していきます。個々の生活・学習ペースにて外国人講師との交流を図りながら「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の成長ならびにスキルアップを目指します。また、英語レッスンでは、各年齢に適したテーマのもと、指遊び、歌、お遊戯、カード学習などを通じ、英語への興味・関心を高めていきます。
- アートプログラム 幼児期の柔軟かつ豊かな感性を大切に、自由に伸び伸びとした創作活動を通じ、「創る楽しさ」を実感できるよう導きます。手は、脳の動きが直接目に見える部分です。発達段階に適した創作テーマのもと、「創作する」という行為の中から「自ら考える力」も同時に育みます。

・自然体験プログラム 近隣の公園をはじめ、区内の観光スポット、消防署、動物園などへ 1 日体験プログラムとして、足を運びます。一人ひとりの興味・関心を大切にしながら、研修テーマと向き合い、心身の成長を伸ばします。

・体操プログラム 体幹を鍛える運動を取り入れたカリキュラムの中で、成功体験を積み重ね、お子様の自信とやる気を引き出します。

□■一日の流れ□■ ※このデイリーは目安です。

	0歳児		1・2歳児		3・4・5歳児
	9ヶ月未満児	9ヶ月以上児			
7:30	開園				園
	順次登園		順次登園		順次登園
	健康観察		健康観察		健康観察
9:00	あそび		あそび		あそび
9:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝の会</li> <li>授乳</li> <li>離乳食</li> <li>睡眠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水分補給</li> <li>散歩</li> <li>制作等</li> </ul>	朝の会		朝の会 ・ 一斉活動
	※月齢や季節により、個々のリズムに合わせて生活する		<ul style="list-style-type: none"> <li>水分補給</li> <li>好きなあそび</li> <li>散歩</li> <li>設定保育</li> <li>排泄</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>室内あそび</li> <li>戸外あそび</li> </ul>
11:00	※個々のリズムに合わせて生活する			 クリエイティブタイム（幼児教育）  リラックスタイム 	<幼児教育の時間> ☆保育計画に基づき活動をする ・英語プログラム アシスタントティーチャー（月3回） 正課レッスン（月3回） ・アートプログラム（月1回） （絵画・制作・共同制作） ・体操プログラム（月3～4回） ・音楽、リトミック、楽器あそび等
11:30	※保育者とゆったり関わる	食 事	食 事		食 事
12:00		片付け	片付け		※落ち着いた環境の中で楽しく食事ができるようにします
12:30		午睡	午睡		自由あそび
13:00					午睡
14:00	・授乳	※目覚めた順に起床 排泄・検温	※目覚めた順に起床 排泄・検温	※年齢、個々の状況に合わせておこなう	
15:00		おやつ	おやつ	おやつ	
	好きなあそび 順次降園 ※異年齢での合同保育		好きなあそび 順次降園 ※異年齢での合同保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>室内あそび</li> <li>戸外あそび</li> <li>順次降園</li> <li>※異年齢での合同保育</li> </ul>	
18:30	延長保育				
19:30	閉園				

## □■連絡帳 (ICT アプリ) について (0~2 歳児) □■

- お子様の様子をお知らせするご家庭と保育園との連絡ツールです。
- 登園日の様子を保育園で記録します。ご家庭での様子の欄には、項目にそって漏れのないように、登園時まで、または9時以降の登園の方は9時までにご入力ください。
- 健康状態、傷の有無、投薬状況も入力してください。

※3歳児以上のお子様は、毎日の検温と、必要に応じて健康状態や傷の有無等をご入力後、口頭でもお伝え下さい。お迎え時間とお迎えに来られる方の入力もよろしくお願いいたします。



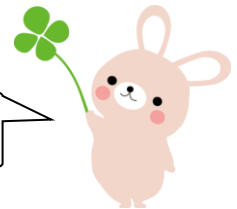
## □■給食・おやつについて□■

1. 給食 (離乳食含む)・おやつの提供にあたり食品のチェックリストを使用しています。  
園の献立に使用される食材となりますので、ご家庭で必ず3回以上お試しください。  
また、リストに無い食材を使用する際には、事前に告知しますので、あらかじめご家庭でお試してください。
2. アレルギー・宗教食について
  - はぐはぐキッズでは、鶏卵不使用の献立で給食提供しています。
  - 鶏卵不使用の献立ですが、卵アレルギーを含め、献立に使用されていない食材であっても、アレルギーと診断された場合は、医師による生活管理指導表を提出していただきます。「数値が低いため食べても良い」「除去の必要なし」と判断されている場合は、その旨を生活管理指導表に記入して頂き、園に提出をお願いしています。
  - アレルギーのあるお子様は、完全除去食となりますので、ご了承ください。  
また、給食提供にあたり生活管理指導表等の書類の提出及び、園との面談が必要になります。面談及び医師の診断書がない場合は、給食・おやつの提供ができませんのでご了承ください。
  - 現在アレルギー症状がないお子様も、在園中にご家庭や園でアレルギー反応が新たに出た場合は、必ず職員にお知らせください。必要書類をお渡しいたしますので、速やかに病院へ受診しアレルギー検査を受けてください。
  - 宗教によって除去する食材がある場合は園と面談していただき、対応を検討させていただきます。
  - 宗教の関係や、多種類のアレルギー源、重度のアレルギー、アレルギーの疑いがあり検査結果待ち等で給食が提供できない場合は、ご家庭からのお弁当の持参をお願いする場合がございます。その場合、保育料は変わりませんので予めご了承ください。
  - 紛失・破損などを防ぐため、ご家庭から持参した食器類は、使用后そのまま持ち帰りとなります。
3. 給食提供時間が決まっております。0歳児は10:30、1歳児以上は11:00までに登園できない場合は提供できませんのでご了承ください。
4. 離乳食・ミルクについて
  - 園で使用する粉ミルクは「明治 ほほえみ」となります。
  - アレルギー症状がみられた場合、園で提供しているミルク「明治 ほほえみ」の提供を中止し、アレルギー児用のミルクに切り替えさせていただきます。※要相談
  - ミルクの提供は離乳食期のみとなっております。完了食からは、牛乳の提供となります。
5. 夕食は原則として提供いたしません。午後6時30分以降の延長保育ご利用の場合は、おやつ (簡単なおせんべい程度のもの) を提供いたします。

## □■登園・降園について□■

- ・送迎の際は保護者証の提示をお願いします。
- ・お子様の送迎は、送迎登録をされている方のみとさせていただきます。（入園の際に送迎者登録用紙記入）
- ・万が一、送迎登録されていない方がいらっしゃる場合は、保護者様が直接園に電話にてご連絡ください。その際、身分証明の提示をお願いします。
- ・駐車場はございません。極力、徒歩で登降園してください。
- ・送迎時の自転車は駐輪スペースに置くようお願いいたします。（一時駐輪用です。園に置いたままにはできません。）
- ・近隣の方や保護者様同士の挨拶を心掛けてください。
- ・原則ベビーカーをお預かりすることはできません。
- ・園の前の道路は車の通りが多いので、必ずお子様と手をつないでください。
- ・お迎え後は保護者様監督のもと、怪我のないようお気をつけて、また近隣の方のご迷惑にならないよう、静かにお帰りください。
- ・登降園の打刻は、登園時（保育者に預ける前）と降園時（保育者からお子様を引取り園から出る際）に打刻をお願いします。※必ず保護者様が打刻をお願いします。

近隣の方と気持ちの良いお付き合いが出来るよう、また子ども達を見守っていただける為にも、ご迷惑にならないよう、ご協力をお願いいたします。



## □■欠席・遅刻・早退について□■

- ・欠席(都合欠)、遅刻をする場合は、ICT アプリにて午前9時00分までに必ずご連絡ください。
- ・欠席(病欠)の場合は、午前9時00分までにアプリで詳細をお知らせください。
- ・保護者様のお仕事がお休みの場合や、私用でお休みをされる場合は、その都度その期間と理由をICT アプリにご入力ください。
- ・登園時間が、契約時の時間と異なる場合は ICT アプリより遅刻の連絡をお願いします。
- ・9時半より活動が始まりますので、9時半までの登園にご協力ください。  
9時半以降の登園は、活動に入れないことがございます。ご了承ください。
- ・早退する場合は ICT アプリにご入力のうえ、登園時に口頭でもお伝えください。
- ・急きょ早めにお迎えに来る、またはお迎えが遅くなる際は分かり次第 ICT アプリよりご連絡ください。

☆災害時を想定し、お迎え時間がどのくらいかかるか把握する為、どちらでお仕事をされているか(在宅・出社・出張など)変更がある際は、ICT アプリにご入力をお願いします。

## □■健康管理□■

<体調不良時の対応について>

- ・登園前の検温で37.5℃以上の熱があり、食欲が無く体調が優れない様子が見られる場合はお預かりできません。
- ・保育中の検温で37.5℃以上の熱があり、食欲が無く体調が優れない場合は様子を見てお迎えに来ていただきます。
- ・嘔吐、下痢、発疹など通常と変わった様子がある場合は、直ちにお迎えに来て頂きます。また、24時間以内に2回以上の嘔吐・下痢がある場合は、登園をお控えください。

- ・保護者様に連絡が取れない場合や、急な容体の変化等があった場合には、あらかじめ保護者様が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医またはお子様の主治医への連絡を取るなど、お子様の身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。
- ・集団生活となりますので、登園後にクラスでの活動が難しい場合(体調不良や怪我)は、お迎えのご連絡をいたします。通常の生活が送れるようになるまでは、登園をお控えいただき、病児保育などのご利用をお願いいたします。

#### <くすり>

- ・園でお薬をお預かりしたり、投薬したりすることはできません。保湿クリーム・リップクリーム・虫よけ・日焼け止め等もお預かりできませんので、ご了承ください。(虫よけシール・かゆみ止めシール、使用不可。)
- ・ホクナリンテープを貼って登園される場合は、必ずテープに名前・日付を記入し、ICT アプリにご入力の上、合わせて口頭でもお伝えください。

#### <予防接種>

予防接種後は副作用や副反応が現れる場合がありますので、30分程度お子様の様子を観察してから登園してください。また、受けた場合は必ず園までお知らせください。

#### <感染症>

- ・当園では「学校保健安全法」に指定されている感染症の他、次のページの「感染症一覧表」にある感染症に罹った場合にも、感染症拡大防止の為保護者記入の「登園届」の提出をお願いしています。医師から診断があった際には、提出をお願いいたします。
- ・家庭内で法定伝染病や感染症などが発生した場合は、速やかに園に連絡してください。
- ・「登園届」は園にありますので、必要の際はお申し出ください。はぐはぐキッズのホームページからもダウンロード可能です。
- ・「登園届」はご家庭で記入し、登園時にご提出ください。

## 感染症一覧表 (登園許可の目安)

※その他の感染症に罹患した場合、登園再開については主治医の指示に従ってください。

病名	保育園を休ませる期間
麻疹（はしか）	熱が下がり3日経過するまで。
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで。
帯状疱疹	全ての発疹がかさぶたになるまで。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺などの腫れが出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風しん（三日はしか）	発疹が消えるまで。
百日咳	特有の咳がなくなるまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで。
咽頭結膜熱 (プール熱・ アデノウイルス)	発熱、咽頭及び結膜の症状がなくなり2日経過するまで。
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過するまで。(発症した日、解熱した日の翌日を1日目とする。)
結核	全身の症状が快直し、主治医の許可ができるまで。
流行性結膜炎 (流行り目・ アデノウイルス)	目の充血が消えて目やにがなくなるまで。(眼科医の許可が必要)
急性出血性結膜炎 (エンテロウイルス)	主治医により感染の恐れがないと認められるまで。(眼科医の許可が必要)
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157 など)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間以降の検便により菌が陰性と確認されるまで。
侵襲性髄膜炎菌 感染症	症状が治まり、かつ医師において感染の恐れがないと認められるまで。
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間以上経過し、発熱がなくなり通常の食事がとれるようになるまで。
感染性胃腸炎 ウイルス性胃腸炎 ノロウイルス感染症 ロタウイルス感染症	嘔吐・下痢が治まり、通常の食事がとれ、体力が快復するまで。
マイコプラズマ肺炎	発熱や特有の咳が治まるまで。
ヘルパンギーナ	発熱や口の中の水痘・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれるようになるまで。
手足口病	発熱や口の中の水痘・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれるようになるまで。
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで。
伝染性紅班 (りんご病)	体力が快復するまで。
突発性発疹 (ヒトヘルペスウイルス6B ヒトヘルペスウイルス7)	解熱し機嫌がよく、全身状態がよくなるまで。
とびひ	医師の診断により治療し、病変部をガーゼや包帯できちんと覆って露出していなければ、登校・登園許可を得られるが、病変が多発していたり、広範囲の場合は、全身状態がよくなるまで休ませる。
新型コロナウイルス 感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること。 ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること。

## □■安全対策□■

品川区の指導のもと、避難口 2 ヶ所の確保、飛散防止の蛍光灯、窓や鏡へのフィルム指はさみ防止などの対策を行っております。

保育中に、万が一怪我や事故が起きてしまった場合には、保護者に連絡いたします。

なお、保護者に連絡が取れない場合や急な容態の変化等があった場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医またはお子様の主治医への連絡をとるなど、お子様の身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。その際は、お預かりしている「保険証情報」「乳児医療証（写し）」を使用させていただきます。なお、通院した際には別途、保護者の方に医療機関等へマイナ保険証等を提示して頂く場合がありますので、ご了承ください。

## □■保険関係□■

事故のないように、万全を心がけておりますが、万が一の際を考慮し、1 回の事故につき 3 億円、1 名の事故につき 3 億円の施設賠償責任保険に加入しております。

また、独立行政法人「日本スポーツ振興センター（JSC）災害共済給付制度」に加入しています。

（災害共済給付制度は、JSC と学校の設置者（公立の場合は教育委員会、私立の場合は法人の理事長等）との契約により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の支給）を行うものです。）

## □■延長保育料について□■

### ・短時間認定の方（午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分）のスポット延長料金

午前 7 時 30 分から午前 9 時 00 分まで／午後 5 時 00 分から午後 6 時 30 分まで 30 分 400 円

＊朝の延長時間と午後の延長時間は合計されませんので、ご注意ください。

### ・標準時間認定の方（午後 6 時 30 分～午後 7 時 30 分）のスポット延長料金

午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分まで

スポット延長 30 分 400 円

月極延長 30 分/5,000 円・1 時間/10,000 円

### ・連絡がなく遅れた場合の延長料金

午前 9 時 00 分以前／午後 5 時 00 分以降（保育短時間認定） 15 分 500 円

午後 6 時 30 分以降（保育標準時間認定） 15 分 500 円

### ・開園時間外の延長料金

午後 7 時 30 分以降の延長 15 分 500 円

## □■お支払方法□■

・当社が保護者の方のゆうちょ銀行口座より引落しをかけさせていただきますので、自動払込利用申込書をご記入頂き、郵便局へ直接ご提出ください。設定が完了した保護者様より引落しをかけさせていただきます。（設定完了までにお時間がかかる場合があります）

・毎月 15 日に、当月の月極延長料と前月のスポット延長料の引き落としをかけます。

## □■在園中の手続きなど□■

- ・在園中に下記のような状況になった場合は、届出または手続きが必要となります。書類提出などのご案内を致しますので、保育園までお知らせください。

### <区外に転出するとき>

- ・継続して通園したい場合には、一定の条件があり、かつ転出先の自治体で手続きが必要となります。

### <退園するとき>

退園を希望する場合は速やかにお申し出いただき、退園する月の 20 日までに指定の退園届をご提出ください。

### <保育を必要とする状況や理由が変わったとき>

認定区分の変更の手続きが必要となる場合があります。下記のような場合には、前月の 20 日までに、変更届をご提出ください。

- ・求職活動事由で入園、または在園中に求職となった場合
- ・在園中に勤務先が変更となった場合
- ・在園中に勤務時間が変更となった場合
- ・就労内定で入園した場合
- ・妊娠・出産で入園・または在園中に妊娠した場合
- ・育児休業から職場復帰予定で入園、または在園中に育児休業から復帰する場合

### <家庭状況が変わったとき>

下記のような場合には、変更届の提出が必要となります。

- ・住所が変わった場合
- ・電話番号が変わった場合
- ・氏名が変わった場合

## □■保育の提供の終了について□■

在園中に下記のような場合には、保護者の意思にかかわらず、保育の提供を終了いたします。

- ・お子様が満 6 歳に達したとき  
(ただし、満 6 歳に達した年度の 3 月 31 日までには保育を提供いたします)
- ・お子様の保護者が、保育の必要性の認定事由に該当しなくなったとき
- ・その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- ・品川区が登園の利用継続が不可能であると認めたとき

## □■個人情報の取り扱いについて□■

- 1.本園が扱う個人情報については、その重要性を認識し、適正な保護のために、個人情報に関する法令を遵守し、利用者の個人情報の保護をはかります。
- 2.個人情報の適切な収集・管理・利用・開示・提供について
  - (1) 利用目的に従って適切に個人情報の収集・管理・利用・開示・提供を行います。
  - (2) 個人情報の収集・管理・利用・開示は保護者の同意の基に行います。
  - (3) 個人情報の紛失・漏洩・改ざん及び不正なアクセス等に対しては、必要な安全対策・予防措置を講じて適切に管理します。
  - (4) 園内の通信への写真の掲載やHP等へのお子様の写真掲載に同意しない場合は申し出て頂きます。
- 3.個人情報保護、利用目的に関する問い合わせ  
個人情報、利用目的についてのご意見やお問い合わせ等については、本園でお受けいたします。

## □■虐待について□■

- 1.本園は、お子様の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。
  - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
  - (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
  - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
  - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2.虐待等の行為とは、児童福祉法第33条の10各号に規定する行為をいいます。
- 3.本園は、保育の提供中に、本園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われるお子様を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、品川区保育課・品川児童相談所等、適切な機関に通告します。

## □■施設案内図□■

<建物構造>

鉄骨造

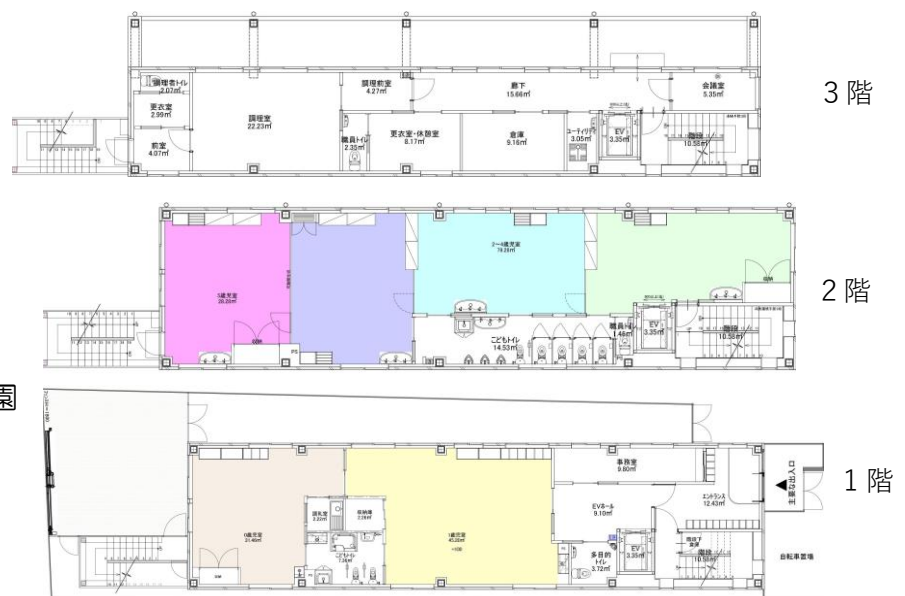
地上3階建て

1, 2, 3階部分

延床面積：373.65㎡

保育室6室：153.42㎡

屋外遊戯場：品川区立 原っぱ公園



## □ ■ 提携病院 □ ■

小児科医院と歯科医院と提携して年2回の健康診断・歯科検診を行っています。

※入園前健診もこちらで受診してください。

### <小児科医院>

- 和光医院 （品川区小山 4-8-1 TEL 03-3784-6131 東急目黒線「武蔵小山駅」徒歩1分）

### <歯科医院>

- 島本歯科医院 （品川区中延 3-10-8 TEL 03-6426-9249 東急大井町線「中延駅」徒歩5分）



## □ ■ 災害時の対応 □ ■

非常災害に関する具体的な計画を立て、災害時には計画に基づき対応いたします。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

建物に損壊がない限り園内に留まり園内待機となります。



<緊急避難場所>

- ・上神明小学校（品川区二葉 4-4-10）

<広域避難場所>

- ・大井競馬場（品川区勝島 2-1-2）
- ・しながわ区民公園（品川区勝島 3-2-1）

<救急・消防>

- ・荏原消防署（品川区平塚 2-16-20 TEL 03-3786-0119）
- 戸越出張所（品川区戸越 5-20-15 TEL 03-3785-0119）

<警察>

- ・荏原警察署（品川区荏原 6-19-10 TEL 03-3781-0110）

□■苦情・相談受付先□■

保育内容に関するご相談、苦情、ご意見などがありましたら、お気軽に下記までご相談下さい。

<苦情受付担当者>

- ・敷野 愛美（はぐはぐキッズ二葉 主任保育士）  
TEL 03-3782-8989

<苦情解決責任者>

- ・田中 優佳（はぐはぐキッズ二葉 施設長）  
TEL 03-3782-8989

<第三者委員>

- ・三崎 亜紀子（三崎経営労務事務所 特定社会保険労務士）  
〒146-0082 東京都大田区池上 7-10-7 シールエンドビル 4 階  
TEL 03-3754-6424
- ・岩月 泰頼（松田綜合法律事務所弁護士）  
〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 7F  
TEL 03-3272-0101